

公益法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則及び厚岸町職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月25日

厚岸町長 若狭 靖

公益法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則及び厚岸町職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

(公益法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 公益法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則(平成16年厚岸町規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名、第1条及び第5条第1項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

(厚岸町職員通勤手当支給規則の一部改正)

第2条 厚岸町職員通勤手当支給規則(平成23年厚岸町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。